

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当一部支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が令和 4 年 1 0 月 6 日付けで請求人に対して行った児童扶養手当一部支給停止処分（令和 4 年 1 1 月から令和 5 年 1 0 月まで児童扶養手当の一部を支給停止とするもの。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

私の所得が区の定めた額よりも上回ったことにより、一部支給となった。

しかし、コロナ禍での支出が増え、様々な要因により物価が高騰しているなか、区の定めている所得制限に不満がある。

所得制限を見直すか、一部支給ではなく全額支給へ再度変更してもらいたい。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年 8月21日	諮問
令和5年11月 7日	審議（第83回第1部会）
令和5年12月 1日	審議（第84回第1部会）
令和6年 1月12日	審議（第85回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

(1) 支給要件

法4条1項は、市長（特別区の区長を含む。）は、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、手当を支給するとしており、同項1号は、父母が婚姻を解消した児童等の母が当該児童を監護する場合は、当該母としている。

(2) 支給金額

法5条1項は、手当は、月を単位として支給するものとし、令和4年4月以降の同項で定める基本額及び同条2項1号の加算額は、同条及び法5条の2並びに児童扶養手当法施行令（令和5年政令第113号による改正前のもの。以下「法施行令」という。）2条の2第1項及び2項の規定により、それぞれ43,070円及び10,170円とされている。

(3) 支給の制限

法9条1項は、手当は、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給

資格者が前年の12月31日において生計を維持したもの（以下、扶養親族等と同児童を併せて「扶養親族・扶養外児童」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととしている（以下「支給制限」という。）。

(4) 支給制限に関する政令の定め

ア 法施行令2条の4第1項の規定及び同項の表は、法9条1項に規定する政令で定める額（全部支給所得制限限度額）は、扶養親族・扶養外児童が2人以上であるときは、870,000円に扶養親族・扶養外児童のうち1人を除いた扶養親族・扶養外児童1人につき380,000円を加算した額としており、2人のときの全部支給所得制限限度額は、1,250,000円（＝870,000円＋380,000円）となる。

イ 法施行令2条の4第2項の規定及び同項の表は、支給制限は、扶養親族・扶養外児童が2人であって、同項に規定する所得が2,680,000円（1,920,000円に扶養親族・扶養外児童1人につき380,000円を加算した額。一部支給所得制限限度額）未満である場合は、支給制限は、手当の全部ではなく、一部（基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額）について行うものとしている。

基本額一部支給停止額は法施行令2条の4第3項の規定により、第一加算額一部支給停止額は同条4項の規定により、それぞれ、法9条1項に規定する所得の額から490,000円に扶養親族・扶養外児童1人につき380,000円を加算した額を控除して得た額に0.0230070（第一加算額一部支給停止額は0.0035455）を乗じて得た額に10円を加えて得た額とされている。

ウ 法9条1項に規定する所得について、法施行令3条1項本文は、その範囲は、前年の所得のうち、地方税法の規定による都

道府県民税についての同法その他の都道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、法施行令4条1項本文は、所得の額は、その年の4月1日の属する年度分の都道府県民税に係る地方税法32条1項に規定する総所得金額（所得税法28条1項に規定する給与所得を有する場合には、同条2項の規定により計算した金額から100,000円を控除して得た金額）、退職所得金額等から80,000円を控除した額とするとしている。

(5) 現況届

児童扶養手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）4条は、手当の受給者は、児童扶養手当現況届に受給資格者の前年の所得の額（法施行令3条及び4条の規定によって計算した所得の額をいう。）並びに扶養親族等の有無及び数についての市町村長の証明書等の書類を添えて、毎年8月1日から同月31日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならないとしている。ただし、法施行規則26条7項は、手当の支給機関は、これらの書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができるとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人の受給資格を認定して手当を支給していたところ、本件現況届及び公簿により、請求人の前年（令和3年）の所得について総所得金額（給与所得から100,000円を控除した後の額）が1,595,200円であり、同額から法施行令4条1項本文に規定する80,000円を控除した額が1,515,200円であること及び扶養親族・扶養外児童が2人であることを確認し、当該控除後の所得の額が全部支給所得制限限度額1,250,000円以上であり、かつ一部支給所得制限限度額2,680,000円未満であったことから、手当の一部（基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た

額) について支給制限を行う場合に該当するとして、本件処分を行ったことが認められる。

また、処分庁が、請求人に対する手当の一部支給停止をする額を7,060円と算定した点については、上記1・(4)の政令の各規定を適用して正確になされていることが認められ、違算の事実もない。

そうすると、請求人に対する手当を一部支給停止とする本件処分は、上記1の法令等の定めにもとつたものであると認められる。

なお、本件処分通知書における「理由等」欄には、「児童扶養手当法第9条、同法第9条の2、同法第10条、同法第11条のいずれかに該当するため、手当の全部又は一部を支給しない」と記載されており、列挙される法の条文のうち、どの条文が本件処分の根拠条文であるかは明示されていない。もっとも、この瑕疵の程度を踏まえるならば、そのことをもって本件処分が違法又は不当となるとまでは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、コロナ禍で支出が増え、物価が高騰しているなかで所得制限により手当が一部支給となったことに対し、区の定めている所得制限に不満がある旨を主張している。

しかし、手当については、受給資格者の前年の所得に基づく支給の制限が法令に定められており(上記1・(3))、本件処分が、上記1の法令等の定めにもとつて行われたと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人は、手当における所得制限に不満があると主張するが、行政不服審査法上、当審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、手当の支給に係る事務は法定受託事務であり、当審査会の判断は、法令に拘束される。手当における所得制限については、当該法令を所掌することも家庭庁の判断であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 付言

なお、2において検討した本件処分の理由の提示について、処分理由は具体的に示されなければならないものというべきであり、従来の判例実務を踏まえて早急に運用を改善し、理由付記の適切な運用を図るべきである。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹